

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本レスキュー協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県伊丹市下河原二丁目2番13号に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を奈良県大和郡山市矢田町1888番地、
佐賀県佐賀市水ヶ江三丁目10番23号および
佐賀県杵島郡大町町大字大町字峰山竈2071番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次のことを目的とする。

- (1) 災害救助犬の育成及び国内外への派遣に関する事業を行い、人命救助活動や地域安全活動に寄与すること。
- (2) セラピードッグの育成、派遣に関する事業を行い、あらゆるリハビリテーション活動や心のケア活動に寄与すること。
- (3) 社会に対する動物愛護精神の啓蒙と動物愛護活動を推進すること。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救助活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 災害救助犬及び犬の訓練士の育成、派遣事業（国内外問わず）
 - ② セラピードッグ及びドッグセラピストの育成、派遣事業
 - ③ 災害救助犬、セラピードッグを育成、派遣している団体との連携、助言及び援助の活動事業
 - ④ 動物保護及び愛護活動に関する事業
 - ⑤ 当法人の活動の啓蒙、啓発に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品の販売事業
 - ② イベントなどの企画及び実施事業
 - ③ 不動産賃貸業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人 |
| (2) 賛助会員 | この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体 |
| (3) 法人会員 | この法人の事業を賛助するために入会した法人 |

(4) ドッグスポンサー会員 この法人の犬の育成事業を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、所定の文書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出して、受理されたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、あるいは目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出品品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は

所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規程にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から

30日以内に臨時総会を開かなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求が

あったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わるできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。
これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算設定後やむ得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第47条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

2 法第25条第3項に定める下記の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公 告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第54条 この定款について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

大山 直高

理 事

伊藤 裕成

理 事

眞野 充弘

監 事

多田 佳史
- 3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年10月31日までとする。
- 4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年8月31日までとする。
- 6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

年額

30,000円

(2) 賛助会員

個人

年額

3,000円

法人

年額

30,000円

法人

年額

50,000円

法人

年額

100,000円

(3) ドッグスポンサー会員

個人

月額

3,000円

法人

月額

10,000円

法人

月額

30,000円

法人

月額

50,000円